大潟村老人保健福祉計画

大潟村第９期介護保険事業計画

（令和６年度～８年度）

―素案―

令和６年３月

大潟村

目　　　次

[第１章　計画の策定にあたって 1](#_Toc153554713)

[１．計画の策定趣旨 1](#_Toc153554714)

[２．計画の位置づけ 2](#_Toc153554715)

[（１）法的位置づけ 2](#_Toc153554716)

[（２）関連計画との関係 2](#_Toc153554717)

[（３）計画の期間 2](#_Toc153554718)

[３．計画の策定体制 3](#_Toc153554719)

[（１）大潟村老人保健福祉計画・介護保険事業計画作成委員会 3](#_Toc153554720)

[（２）アンケート調査の実施 3](#_Toc153554721)

[（３）パブリックコメントの実施 3](#_Toc153554722)

[第２章　本村の現状と課題 4](#_Toc153554723)

[１．高齢者の状況 4](#_Toc153554724)

[（１）総人口の推移 4](#_Toc153554725)

[（２）高齢者人口の推移 6](#_Toc153554726)

[（３）高齢者のいる世帯の状況 8](#_Toc153554727)

[（４）要支援・要介護認定者の状況 10](#_Toc153554728)

[２．介護保険事業の状況 12](#_Toc153554729)

[（１）介護サービスの利用状況 12](#_Toc153554730)

[（２）給付費の状況 13](#_Toc153554731)

[３．その他事業の実施状況 16](#_Toc153554732)

[４．８期計画記載事業に対する進捗評価 22](#_Toc153554733)

[５．前回計画の進捗評価指標に対する実績 26](#_Toc153554734)

[６．日常生活圏域ニーズ調査結果のポイント 27](#_Toc153554735)

[第３章　計画の基本方向 31](#_Toc153554736)

[１．基本理念 31](#_Toc153554737)

[２．基本目標 32](#_Toc153554738)

[３．施策の体系 33](#_Toc153554739)

[第４章　施策の展開 34](#_Toc153554740)

[基本目標１：健康と生きがいづくりの推進 34](#_Toc153554741)

[（１）健康づくりの推進 34](#_Toc153554742)

[（２）生きがいづくりの推進 36](#_Toc153554743)

[（３）社会参加・地域交流の促進 37](#_Toc153554744)

[基本目標２：在宅生活の継続に向けた支援の充実 39](#_Toc153554745)

[（１）在宅福祉・日常生活の支援の充実 39](#_Toc153554746)

[（２）医療・福祉の連携の促進 42](#_Toc153554747)

[（３）介護予防の推進 43](#_Toc153554748)

[（４）虐待防止・権利擁護の推進 45](#_Toc153554749)

[基本目標３：高齢者の安全・安心な暮らしの確保 46](#_Toc153554750)

[（１）災害対策の推進 46](#_Toc153554751)

[（２）安心な暮らしの確保 46](#_Toc153554752)

[基本目標４：共に支え合う体制の構築 48](#_Toc153554753)

[（１）相談体制の充実 48](#_Toc153554754)

[（２）担い手やネットワークの充実 48](#_Toc153554755)

[（３）地域包括ケアシステムの確立 50](#_Toc153554756)

[基本目標５：認知症対策の総合的な推進 51](#_Toc153554757)

[（１）認知症の予防と早期発見・早期対応に向けた体制の整備 51](#_Toc153554758)

[（２）認知症高齢者と家族を支える体制の整備 52](#_Toc153554759)

[基本目標６：介護サービス等の推進 53](#_Toc153554760)

[（１）居宅サービスの推進 54](#_Toc153554761)

[（２）地域密着型サービス 56](#_Toc153554762)

[（３）施設サービス 56](#_Toc153554763)

[（４）地域支援事業 57](#_Toc153554764)

[（５）介護保険事業の適切な運営 58](#_Toc153554765)

[第５章　介護保険料について 60](#_Toc153554766)

[１．給付費・介護保険料算出の考え方 60](#_Toc153554767)

[２．給付費の見込み 61](#_Toc153554768)

[（１）要介護（支援）認定者数等の推計 61](#_Toc153554769)

[（２）介護予防サービス見込量の推計 62](#_Toc153554770)

[（３）介護サービス見込量の推計 64](#_Toc153554771)

[（４）地域支援事業費の推計 66](#_Toc153554772)

[（５）総給付費の見込み 68](#_Toc153554773)

[（６）地域支援事業費の見込み 68](#_Toc153554774)

[３．介護保険料の算定 69](#_Toc153554775)

[（１）介護給付費の負担割合 69](#_Toc153554776)

[（２）保険料収納必要額の推計 70](#_Toc153554777)

[（３）保険料の算定 71](#_Toc153554778)

[（４）所得段階別保険料 72](#_Toc153554779)

[第６章　計画の推進にあたって 73](#_Toc153554780)

[１．推進体制 73](#_Toc153554781)

[（１）役割分担の明確化 73](#_Toc153554782)

[（２）一体的な保健福祉サービスの提供体制の整備 74](#_Toc153554783)

[２．進行管理 75](#_Toc153554784)

[（１）計画の進行管理体制 75](#_Toc153554785)

[（２）計画の実施状況の公表 76](#_Toc153554786)

[（３）計画の普及・啓発 76](#_Toc153554787)

[（４）庁内における進捗評価の体制 76](#_Toc153554788)

[（５）人材の育成・確保 76](#_Toc153554789)

[３．進捗評価の指標 77](#_Toc153554790)

[参考 78](#_Toc153554791)

[■大潟村介護保険事業計画作成委員会 78](#_Toc153554792)

[（１）設置要綱 78](#_Toc153554793)

[（２）委員名簿 79](#_Toc153554794)

第１章　計画の策定にあたって

１．計画の策定趣旨

本計画の期間中に団塊の世代が全員75歳以上の後期高齢者となる令和７年（2025年）を迎えることになるため、制度の持続可能性を維持しながら、高齢者が可能な限り住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことを可能となるように、限りある社会資源を効率的かつ効果的に活用しながら、十分な介護サービスの確保、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される「地域包括ケアシステム」を地域の実情に応じて深化・推進していくことがより一層重要となってきています。

さらに令和17年（2035年）には人口の約３分の１が65歳以上の高齢者になり、高齢化がいっそう深刻になると予想されており、令和22年（2040年）には団塊ジュニア世代がすべて65歳以上となるため、中長期的には介護を支える人材の確保や介護現場の生産性の向上、医療・介護の複合的なニーズの拡大への対応、認知機能が低下した高齢者の増加にともなう認知症対策の充実や権利擁護の重要性がより高まるものと考えられます。

高齢化がより進行することが予想される一方、地域によっては高齢者数自体は減少していくことも考えられ、今後は介護サービスの量的な拡大だけではなく、適切なサービス提供基盤の確保、医療ニーズや認知症対策への対応など、地域特性を踏まえながら限られた介護資源を効果的に活用していくことが求められていくと思われます。

こうした状況を踏まえ、国では第９期介護保険事業計画の基本指針の見直しが行われ、以下のようなポイントが示されました。

**１．介護サービス基盤の計画的な整備**

**①地域の実情に応じたサービス基盤の整備**

**②在宅サービスの充実**

**２．地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた取組**

**①地域共生社会の実現**

**②デジタル技術を活用し、介護事業所間、医療・介護間での連携を円滑に進めるための医療・介護情報基盤を整備**

**③保険者機能の強化**

**３．地域包括ケアシステムを支える介護人材確保及び介護現場の生産性向上**

本村では、これまで８期にわたって高齢者福祉計画及び介護保険事業計画を策定し、高齢期を迎えても、住み慣れた地域で安心して暮らせる環境づくりに努めてきました。

本村の高齢者人口は中長期的にはゆるやかに減少していくものと思われますが、当面はほぼ横ばいに推移し、増減を繰り返しながら高齢者人口のピークは10年以上先で迎えるものと試算されています。

本村の今後の状況に注視しつつ、社会情勢の変化やこれにともなう国の制度改正等を見据えながら、高齢者が安心して暮らせる地域社会を目指して、中長期的な視野に立ち、高齢者に関する保健、医療、福祉、介護の密接な連携のもと、総合的、体系的に取り組んでいくための方向性を示すための計画として、「大潟村老人保健福祉計画・大潟村第９期介護保険事業計画」を策定します。

２．計画の位置づけ

（１）法的位置づけ

本計画は、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の８の規定に基づく「市町村老人福祉計画」及び介護保険法（平成９年法律第123号）第117条の規定に基づく「市町村介護保険事業計画」を一体的に策定するものです。

|  |
| --- |
| 【老人福祉法　第20条の８第１項】 |
| 市町村は、老人居宅生活支援事業及び老人福祉施設による事業（以下「老人福祉事業」という。）の供給体制の確保に関する計画（以下「市町村老人福祉計画」という。）を定めるものとする。 |
| 【介護保険法　第117条第１項】 |
| 市町村は、基本指針に即して、３年を一期とする当該市町村が行う介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施に関する計画（以下「市町村介護保険事業計画」という。）を定めるものとする。 |

（２）関連計画との関係

計画策定にあたっては、総合計画における施策の方向性を踏まえるとともに、国の方針や県の計画、その他関連する諸計画と相互に連携し、整合性に留意するものです。

＜国＞

＜秋田県＞

介護保険事業支援計画・老人福祉計画

医療保健福祉計画

整合

連携・整合

地域福祉計画

連携・整合

健康づくり行動計画

**第２期大潟村総合村づくり計画**

**老人保健福祉計画・介護保険事業計画**

**令和６年度～令和８年度**

障がい者計画・障がい福祉計画・障がい児福祉計画

子ども・子育て支援事業計画

食農推進プラン（食育推進計画）

他関連計画

（３）計画の期間

本計画の期間は、令和６年度から令和８年度までの３か年とします。

計画改訂

計画改訂

進捗評価

進捗評価

進捗評価

進捗評価

10期計画（次期計画）

９期計画（本計画）

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 令和６年度 | 令和７年度 | 令和８年度 | 令和９年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
|  |  |  |  |  |  |

３．計画の策定体制

（１）大潟村老人保健福祉計画・介護保険事業計画作成委員会

本計画は、被保険者代表、保健福祉医療関連者、費用負担関係者などを委員とする「大潟村老人保健福祉計画・介護保険事業計画作成委員会」を設置し、様々な観点から本計画の内容について検討をいただき、その結果を踏まえて策定したものです。

なお、検討経過は次のとおりです。

|  |  |
| --- | --- |
| 時期 | 検討内容 |
| 第１回  開催  令和５年12月27日 | （１）大潟村老人保健福祉計画・第８期介護保険計画の進捗状況について  （２）アンケート結果について ・介護予防・日常生活圏域ニーズ調査の概要  （３）大潟村老人保健福祉計画・第９期介護保険計画（案）について |
| 第２回  開催  令和●年●月●日 | （１）  （２） |

（２）アンケート調査の実施

計画策定に必要な基礎資料とするため、日常生活圏域ニーズ調査と在宅介護実態調査の２種類のアンケート調査を実施しました。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| **調査名称** | 日常生活圏域ニーズ調査 | 在宅介護実態調査 |
| **調査対象** | 村内在住の一般高齢者（65歳以上）及び在宅の要支援者 | 村内在住の在宅の要支援・要介護認定者の家族 |
| **調査方法** | 郵送調査 | 要介護認定更新時に訪問調査 |
| **調査期間** | 令和４年12月～令和５年３月 | 令和５年12月～３月 |
| **配布数** | 838件 | 認定調査実施 |
| **有効回収率（数）** | 57.3％（458件） | 事業所に依頼（５件） |

（３）パブリックコメントの実施

計画策定段階から公表し、広く意見をいただくことを目的として、パブリック・コメントを実施しました。

|  |  |
| --- | --- |
| **意見募集期間** | 令和●年●月●日から●月●日まで |
| **意見提出者** | ●名 |
| **意見提数** | ●件 |

第２章　本村の現状と課題

１．高齢者の状況

（１）総人口の推移

①年齢３区分別人口の推移



資料：各年10月１日現在、住民基本台帳

※令和５年は推計値

総人口は、平成30年の3,185人から、令和４年には3,033人と、152人の減少となっています。

「15-64歳」、「65歳以上」の人口は、増減はあるものの、全体的には減少傾向にあります。「０-14歳」の人口は年々減少し、令和4年は325人と、平成30年度の８割程度の水準まで減少しています。

②年齢３区分別人口の推計

第9期計画の期間



資料：各年10月１日現在、住民基本台帳

※コーホート変化率法による推計

「総人口」は中長期的には減少していくものと思われますが、第９期の介護保険事業計画の最終年である令和８年までは増減しながらやや減少していくものと試算されており、令和８年には2,922人となっています。

令和8年までは、「15-64歳」人口はほぼ横ばいの推移となっていますが、「0-14歳」は減少傾向、「65歳以上」人口は令和７年をピークに減少するものの、減少がゆるやかなものになると思われます。

（２）高齢者人口の推移

①高齢者人口の推移



資料：各年10月１日現在、住民基本台帳

※令和５年は推計値

65歳以上の高齢者人口は、令和２年をピークにやや減少傾向にあります。

「65～74歳」の前期高齢者は徐々に減少している一方、「75歳以上」の後期高齢者は増減はあるもののやや増加傾向にあります。

②高齢者人口の推計

第9期計画の期間



資料：各年10月１日現在、住民基本台帳

※コーホート変化率法による推計

高齢者人口は増減を繰り返しながら今後ゆるやかに減少していくものと試算されています。

中長期的に、「65-74歳」の前期高齢者は増加傾向にあり、「75歳以上」の後期高齢者は厳守傾向で推移していくものと予想され、第2次ベビーブームとされる昭和46〜49年（1971〜1974年）に生まれた団塊ジュニア世代がすべて65歳以上となる令和22年には「65-74歳」の前期高齢者が402人、「75歳以上」の後期高齢者が501人と試算されています。

③高齢化率の状況

令和５年(2023年)以降については推計値



資料：各年10月１日現在、住民基本台帳

総人口に占める65歳以上人口の割合（高齢化率）をみると、平成30年の31.6％から令和４年は32.8％に上昇し、令和７年には33.5％と３人に１人が高齢者となり、以降も高齢化率はゆるやかに上昇していくものと予想されます。

（３）高齢者のいる世帯の状況

①高齢者のいる一般世帯の推移



資料：国勢調査

総世帯数は、平成12年の762世帯から、ゆるやかに増加して、令和2年には835世帯となっています。高齢者のいる世帯数は増加を続け、令和２年には551世帯と、平成12年の1.63倍に増加しています。

総世帯数に占める高齢者のいる世帯の割合は、平成12年の44.2％から、平成27年には69.6％まで上昇し、令和２年は66.0％となっています。

②高齢者ひとり暮らし世帯及び高齢者夫婦のみ世帯の推移



資料：国勢調査

高齢者ひとり暮らし世帯、高齢者夫婦のみの世帯はともに増加傾向にあり、令和２年の高齢者ひとり暮らし世帯数は55世帯と、平成12年の11倍、高齢者夫婦のみの世帯数は81世帯と、平成12年の7.4倍まで増加しています。

（４）要支援・要介護認定者の状況

①第１号被保険者数と認定者数及び認定率の推移



資料：各年３月末日現在、厚生労働省「介護保険事業状況報告」年報

第１号被保険者数は、わずかに減少していますが、要支援・要介護認定者数はゆるやかに増加しており、令和５年の認定率は14.7％となっています。

②要支援・要介護認定者数の推移



資料：各年３月末日現在、厚生労働省「介護保険事業状況報告」年報

要支援・要介護認定者数は、平成30年から令和４年までは130人前後で推移し、令和５年は140人となっています。

要支援・要介護度の内訳をみると、おおむね各年度とも要介護１の占める割合が高くなっています。

`各年とも多少の増減はあるものの、ほぼ横ばいに推移していますが、要介護５はやや減少、要介護１はやや増加傾向となっています。

２．介護保険事業の状況

（１）介護サービスの利用状況

①介護サービス別利用状況の推移



介護サービス別利用状況の推移をみると、福祉用具貸与の利用者数は年々増加しています。また、通所介護、通所リハビリテーション、短期入所療養介護などの利用者数も増加傾向にある一方、訪問看護、認知症対応型共同生活介護などは減少傾向にあります。

その他に、特定福祉用具購入費、住宅改修費の利用者数は、令和４年度に急増しています。

②介護予防サービス別利用状況の推移



介護予防サービス別利用状況の推移をみると、特定介護予防福祉用具購入費、介護予防住宅改修、介護予防特定施設入居者生活介護などは増加傾向にあります。

（２）給付費の状況

①介護保険サービスの給付費の推移

介護保険サービス給付費の推移についてみると、総給付費は、やや減少傾向にあります。

②サービス種類別介護給付費の推移



サービス種類別介護給付費の推移をみると、福祉用具貸与の給付費は年々増加しています。特定施設入居者生活介護、介護老人保健施設、居宅介護支援などの給付費も、増減はあるものの増加傾向にあります。

一方、訪問看護、居宅療養管理指導、介護老人福祉施設などの給付費は減少傾向にあります。

③サービス種類別介護予防給付費の推移



サービス種類別介護予防給付費の推移をみると、介護予防特定施設入居者生活介護給付費は、令和３年度にかけて増加し、令和４年度はやや減少していますが、令和元年度の1.22倍に増加しています。

また、介護予防福祉用具貸与、介護予防住宅改修などの給付費も増加傾向にあります。

３．その他事業の実施状況

①家族介護者教室・懇話会

家族介護者教室・懇話会については、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、令和元年度から４年度は実施を見送りました。

実施していない期間は、在宅で介護をしている家族宛にパンフレットを、令和２年度には60件、令和３年度には63件、令和4年度には74件に配布しました。

②介護予防・日常生活支援サービス事業



通所型サービス、介護予防マネジメント利用者数は、ともに令和２年度から大幅に増加し、令和４年度の通所型サービス利用者数は72人と平成30年度の６倍、介護予防マネジメント利用者数は45人と平成30年度の3.75倍に増加しています。

訪問型サービス利用者は、令和３年度に大幅に増加していますが、令和４年度は12人となっています。

③介護予防普及啓発事業



介護予防の普及啓発に資する運動、栄養、口腔等に係る事業を実施しており、転倒予防教室や認知症予防教室、地域交流サロンなどの延参加者数はやや減少していますが、健康相談の延参加者数は増加傾向にあります。令和4年度から新たに、男性対象の介護予防教室を開催し、延べ301人の参加がありました。

④地域介護予防活動支援事業



ゆずり葉主催の「地域の茶の間」については、おおむね年に3回開催しています。令和3年度にかけて参加者数は減少していましたが、令和４年度は増加して54人となっています。

⑤介護予防支援業務



介護予防支援サービスの延利用者数は、200人前後で推移しています。利用しているサービスは、各年度、福祉用具貸与が多くなっています。

⑥虐待防止・早期発見、権利擁護事業



権利擁護事業については、年に１回、会議を開催しています。令和２年度と４年度は、書面にて会議を開催いたしました。

⑦相談支援体制の整備



総合相談支援の相談件数は、増減を繰り返しながらも増加傾向にあり、令和４年度は128件と、平成30年度の1.47倍に増加しています。

相談内容としては、各年度、介護保険関係が全体の４割前後でもっとも多く、ついで介護保険申請代行、介護保険外の相談が２割前後、ケアマネジャー紹介が１割弱となっています。

⑧地域包括ケアシステムの構築



地域包括ケア会議については、令和３年度と４年度は、書面にて関係機関の情報共有を行いました。

⑨認知症総合支援事業



認知症カフェの開催回数は、令和３年度までは減少していますが、令和４年度は増加して７回の開催となっています。参加者数は、令和元年度の141人をピークに減少しています。

⑩認知症サポーター養成講座



認知症サポーター養成講座の開催状況をみると、令和４年度の開催回数は３回、受講者数は30人で、令和元年度に比べて開催回数は減っているものの、受講者数は増加しています。

⑪介護給付費適正化事業



前期送付件数、後期送付件数ともに各年度、100件前後でほぼ横ばいで推移していますが、令和４年度の前期送付件数は、平成30年度の1.15倍、後期送付件数は1.41倍に増加しています。

４．８期計画記載事業に対する進捗評価

現行の高齢者福祉計画・介護保険事業計画では、６つの基本目標に沿って、それぞれに対応する事業が合計で69事業について取り組んできました。

この69事業について、これまでの進捗を評価し、次期計画に向けた方向性について確認を行いました。

**（１）計画記載事業の実施状況**

現計画に掲載されていた施策・事業の実施状況について確認したところ、３事業のみが未実施となっていました。

基本目標 ：２　在宅生活の継続に向けた支援の充実

（１）在宅福祉・日常生活の支援の充実

**③要援護高齢者支援事業**

基本目標 ：２　在宅生活の継続に向けた支援の充実

（２）医療・福祉の連携の促進

**①在宅医療・介護連携推進事業**

基本目標 ：２　在宅生活の継続に向けた支援の充実

（２）医療・福祉の連携の促進

**②地域住民への普及啓発**

これらの事業について未実施の理由をみると、“③要援護高齢者支援事業”は該当者がいなかったため、“①在宅医療・介護連携推進事業”、“②地域住民への普及啓発”については、新型コロナウイルス感染拡大防止のため実施できなかったとしています。

**（２）施策・事業の進捗評価**

大潟村高齢者福祉計画・第８期介護保険事業計画に掲載されていた施策・事業の進捗について、自己評価を行ったところ、全体の76.8%にあたる53事業は「100％（予定通り）」、10事業は「80-100％（概ね予定通り）」に取り組むことができたとされており、あわせると全体の９割以上がほぼ予定通りに進められています。

反対にあまり予定通りに進めることができなかったものは、「60-80％（やや予定した内容に満たない）」が１事業、「40％未満（あまり進んでいない）」が２事業となっています。

【自己評価の基準】

１．100％（予定通り）

２．80-100％（概ね予定通り）

３．60-80％（やや予定した内容に満たない）

４．40-60％（予定の半分程度）

５．40％未満（あまり進んでいない）



■「40％未満（あまり進んでいない）」に該当する事業

基本目標 ：１　健康と生きがいづくりの推進

（２）生きがいづくりの推進

**②生きがい・学習事業（実施主体：社会福祉協議会）**

基本目標 ：２　在宅生活の継続に向けた支援の充実

（２）医療・福祉の連携の促進

**②地域住民への普及啓発**

“②生きがい・学習事業”は参加者が固定してきたため、“②地域住民への普及啓発”は新型コロナウイルス感染拡大防止のため、講演会や意見交換会、研修会等が開催できなかったことにより進捗評価が低いものとなっています。

**（３）今後の取り組みの方向**

大潟村高齢者福祉計画・第８期介護保険事業計画に掲載されていた施策・事業の進捗について、全体の76.8％にあたる53事業は「これまで通りに継続」、「内容（規模）を拡大して継続」が10事業、「内容を改善して継続」が４事業で、「縮小」または「廃止」を予定している事業はありませんでした。



**（４）新たに追加していく事業**

大潟村高齢者福祉計画・第８期介護保険事業計画には掲載されていないものの、すでに実施している事業、または実施を予定している事業が以下の５事業となっています。次期計画はこれらの事業も含めてとりまとめを行っていきます。

基本目標 ：２　在宅生活の継続に向けた支援の充実

（１）在宅福祉・日常生活の支援の充実

**高齢者バス利用支援事業**

（事業概要）

75歳以上の方、運転免許を返納された方を対象に「大潟村マイタウンバス村内無料定期券」を交付します。

基本目標 ：２　在宅生活の継続に向けた支援の充実

（１）在宅福祉・日常生活の支援の充実

**在宅介護支援事業**

（事業概要）

要支援1,2、要介護1のいずれかの認定を受けた方で、指定福祉用具業者から在宅において自立支援ベッド等をレンタルした費用を助成しています。

基本目標 ：２　在宅生活の継続に向けた支援の充実

（１）在宅福祉・日常生活の支援の充実

**配食サービス支援事業**

（事業概要）

自らの食事の用意が難しい高齢者等を対象に大潟村社会福祉協議会が実施する配食サービス事業について、村が低所得者等の利用者負担の一部を扶助するものです。

基本目標 ：３　高齢者の安全・安心な暮らしの確保

（３）安心な暮らしの確保　【新たな項目】

**見守りQR**

（事業概要）

徘徊高齢者等の早期の発見、保護及び引渡しを図るとともに、介護者等の精神的負担を軽減し、徘徊高齢者等及び介護者等の福祉の増進を図ります。

基本目標 ：３　高齢者の安全・安心な暮らしの確保

（３）安心な暮らしの確保　【新たな項目】

**救急通報システム**

（事業概要）

ひとり暮らしの高齢者に対して緊急時における連絡体制を確保するとともに急病や事故等の際に迅速かつ適切な対応を図り、その不安を解消することにより在宅生活を支援し、福祉の増進を図ります。

**８期計画の進捗評価からみた計画の方向性**

大潟村高齢者福祉計画・第８期介護保険事業計画に掲載されている施策・事業については、これまでほぼ実施されており、おおむね計画通りに進行しています。

今後の方向性についても、多くの事業はこれまで通りに継続することを想定していることから、次期計画においても基本目標や施策・事業を継承し、個々の事業の充実を図ることが望ましいと考えられます。

５．前回計画の進捗評価指標に対する実績

年間を通して実施している介護予防教室の参加者数は、女性は目標値を上回る水準で増加しているものの、男性の参加者は減少しており、令和４年度は14人となっています。

転倒予防教室（元気はつらつ教室）参加者に対するアンケートの回答結果をみると、「フレイルを知っている」という回答割合は増加しており、令和４年度には目標値の２倍以上に上昇しています。

「他の参加者と交流する楽しみができた」、「普段から体操する習慣がついた」と回答する割合は、おおむね目標値通りとなっていますが、「身体の動きが良くなった」、「自身の健康に気をつけるようになった」と回答する割合は、目標値を下回る水準で減少しています。

また、新規事業である男性対象の介護予防教室の延べ参加者数は、令和４年度は301人となっています。

■転倒予防教室（元気はつらつ教室）参加者数（延べ人数）

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 目標値 | | 令和３年度 | | 令和４年度 | | 令和５年度 | |
| 男性 | 20人 | 男性 | 17人 | 男性 | 14人 | 男性 |  |
| 女性 | 1,000人 | 女性 | 1,163人 | 女性 | 1,183人 | 女性 |  |

■アンケート結果

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 項目 | 目標値 | 令和３年度 | 令和４年度 | 令和５年度 |
| 体の動きが良くなった | 70％ | 66％ | 63％ |  |
| 他の参加者と交流する楽しみができた | 80％ | 83％ | 80％ |  |
| 自身の健康に気をつけるようになった | 80％ | 77％ | 57％ |  |
| 普段から体操する習慣がついた | 49％ | 51％ | 47％ |  |
| フレイルを知っている | 40％ | 63％ | 83％ |  |

■男性対象の介護予防教室参加者数

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 令和４年度 | 令和５年度 |
| 延べ参加者数 | 301人 |  |

６．日常生活圏域ニーズ調査結果のポイント

**＜世帯構成＞**

**■高齢者のみの世帯は約３割を占める。**

○65歳以上の高齢者のみの世帯は約３割、そのうち１人暮らしは6.6％となっています。

**＜介護の必要性＞**

**■加齢にともない介護の必要性は高まる。介護・介助を必要とする原因は「高齢による衰弱」、主な介護者は身近な家族。**

○86.9％は現時点では介護・介助を必要としないとしていますが、加齢にともない介護の必要性は高まり、「75歳以上（後期高齢者）」では13.5％が何らかの介護・介助を必要とするとしています。介護・介助を必要とする原因は「高齢による衰弱」（25.0％）が多くなっています。主な介護者は「配偶者（夫・妻）」（63.2％）、「息子」（36.8％）など、身近な家族が多くなっています。

**＜経済的状況＞**

**■何らかの介護・介助を必要とする人の方が経済的に苦しいと評価する人の割合がやや高い。**

○経済的状況については69.4％がふつうと評価、“苦しい”は15.5％で“ゆとりがある”は11.4％となっています。何らかの介護・介助を必要とする人の方が経済的に苦しいと評価する人の割合がやや高くなっています。

**＜足腰の機能＞**

**■足腰の機能は後期高齢者や噛み合わせが良くない人で低下している。**

○階段の昇り（12.9％）、椅子からの立ち上がり（8.1％）、15分ぐらいの継続歩行（6.3％）については「できない」とする人は１割に満たない程度ですが、いずれも「女性」の方ができない人の割合が高く、後期高齢者ほどできない人が多くなっています。また噛み合わせが良くない人ほどできない人の占める割合が高くなっています。

**＜転倒経験＞**

**■後期高齢者や15分ぐらいの継続歩行ができない人ほど転倒経験した人の割合が高い。**

○この１年間に転倒経験がある人は35.4％、そのうち何度もある人は12.7％となっています。後期高齢者の方が転倒経験のある人の割合が高く、15分ぐらい歩くことができない人では65.5％と６割以上が転倒経験があるとしています。

○転倒に対する不安は53.1％が持っており、後期高齢者の方が不安感は大きくなっています。また15分ぐらい歩くことができない人では約９割、転倒経験のある人では７割程度が転倒に対する不安感を持っています。

**＜外出の状況＞**

**■男性や前期高齢者、経済的にゆとりのある人、15分ぐらいの継続歩行ができる人では外出頻度が高い。**

○週５回以上の外出は41.7％を占めています。「週5回以上」外出する人の割合が高いのは、男性、前期高齢者、経済的にゆとりがある人、15分ぐらい歩くことができる人などとなっています。

○昨年と比べて外出回数が減っているという人は25.1％、男性よりも女性の外出回数が減っており、後期高齢者で減っている人が多くなっています。また経済的に苦しい人や15分ぐらい歩くことができない人、転倒経験がある人も外出回数は減っているという人が多くなっています。

○外出を控えているという人は31.2％、女性、後期高齢者、経済的に苦しい人、15分ぐらい歩くことができない人、転倒経験がある人で外出を控えているという人の割合が高くなっています。

○外出を控えている理由としては、「足腰などの痛み」（42.1％）がもっとも多く、「その他」としてはコロナのためといった回答が多くなっています。後期高齢者では「足腰などの痛み」（54.9％）の占める割合が特に高くなっています。

○外出時の移動手段としては、「自動車（自分で運転）」が87.3％で突出して多くなっています。

**＜口腔機能＞**

**■後期高齢者や噛み合わせが良くない人では口腔機能が低下している。**

○後期高齢者や噛み合わせが良くない人では、固いものが食べにくくなった、むせる、口が渇くという人の割合が高くなっています。

**＜認知機能＞**

**■後期高齢者、15分ぐらいの継続歩行ができない人、外出頻度が低い人、噛み合わせが良くない人では認知機能が低下している。**

○後期高齢者や、15分ぐらい歩くことができない人、外出頻度が低い人、噛み合わせが良くない人の方が、物忘れが多くなった、日にちがわからない、という人の割合が高くなっています。

**＜日常生活の動作＞**

**■日常生活においてできること・できないことは、男性だから・女性だからということで「できるけどしていない」という人も少なくない。**

**■趣味や生きがいのある人の方が社交性が高い。**

○日用品の買い物や食事の用意、請求書の支払、預貯金の出し入れ、男性の方が「できるし、している」という回答の割合は低いものの、「できるけどしていない」という人の割合も高くなっています。

○友人宅の訪問は女性の方が行っている人の割合が高い。

○趣味や生きがいがある人の方が、友人宅を訪問している人や、家族や友人の相談にのっている人、病人を見舞うことができる人、若い人に自分から話しかけることがある人の占める割合が高くなっています。

**＜趣味や生きがい＞**

**■趣味や生きがいには経済的なゆとりが必要。**

○経済的にゆとりがある人ほど趣味や生きがいがある人の占める割合が高くなっています。

**＜地域活動＞**

**■参加頻度の高い活動は、収入のある仕事、趣味関係のグループ、スポーツ関係のグループやクラブなど**

**■地域活動への参加意向は半数以上が持っているが、企画・運営としての参加意向は４割弱程度。**

○週１回以上という参加頻度の高い活動に絞ってみると、参加率が高い活動は、⑧収入のある仕事（19.0％）、③趣味関係のグループ（12.3％）、②スポーツ関係のグループやクラブ（12.1％）などが１割を超えています。

○地域活動への参加意向は56.6％ですが、企画・運営としての参加意向は39.3％となっています。

**＜相談相手＞**

**■家族や友人以外の相談相手は、「医師・歯科医師・看護師」、「地域包括支援センター・役所・役場」。**

○心配事や愚痴については、「配偶者」や「友人」に聞いてもらったり聞いてあげたりすることが多く、看病や世話は「配偶者」や子ども（同居・別居）、「兄弟姉妹・親戚・親・孫」といった身内で互いに行うことが多くなっています。

○家族や友人・知人以外の相談相手については、「医師・歯科医師・看護師」（33.0％）、「地域包括支援センター・役所・役場」（29.0％）が３割前後で多くなっています。

**＜交際・交友関係＞**

**■15分ぐらい歩くことができる人や趣味や生きがいがある人の方が友人と会う頻度が高い。**

**■よく会う友人・知人は、「近所・同じ地域の人」が多い。**

○友人・知人と会う頻度は、月に数回以上が７割以上を占めています。男性よりも女性の方が友人と会う頻度は高く、15分ぐらい歩くことができる人や趣味や生きがいがある人の方が友人と会う頻度が高くなっています。

○１か月に会う友人の数は、１～５人程度が半数以上、友人等と会う頻度が低くなるほど会う人数も少なくなっています。

○よく会う友人・知人は、「近所・同じ地域の人」が63.3％でもっとも多く、女性の方が、「近所・同じ地域の人」の割合が高くなっています。男性では仕事関係という回答の割合が女性よりも高くなっています。

**＜健康状態・幸福度＞**

**■15分ぐらい歩くことができる人、噛み合わせが良い人、趣味や生きがいがある人では健康状態についてよいとする人の割合が高い。**

**■経済的にゆとりがある人、共食の頻度が高い人、友人等と会う頻度が高い人、趣味や生きがいがある人、健康状態がよい人ほど幸福度は高い。**

○健康状態については“よい”とする人が79.0％、15分ぐらい歩くことができる人、噛み合わせが良い人、趣味や生きがいがある人の方が健康状態がよいとする人の割合が高くなっています。

○経済的にゆとりがある人、共食の頻度が高い人、友人等と会う頻度が高い人、趣味や生きがいがある人、健康状態がよい人の方が幸福度は高くなっています。

**＜こころの健康＞**

**■健康状態がよくない人、幸福度が低い人、経済的に苦しい人ではゆううつな気持ちになったり、物事に興味がわかなくなったりする人の割合が高い。**

○この1か月間、気分が沈んだり、ゆううつな気持ちになったりすることがあるという人は、現在の健康状態がよくない人や、経済的に苦しい人、また幸福度が低い人の方が割合は高くなっています。

○この1か月間、物事に対して興味がわかない、あるいは心から楽しめない感がよくあったという人は、現在の健康状態がよくない人や、経済的に苦しい人、また幸福度が低い人の方が割合は高くなっています。

**＜認知症について＞**

**■認知症に関する相談窓口を知っている人は３割程度にとどまっている。**

○認知症の症状があるまたは家族に認知症の症状がある人は7.6％、介護・介助の必要性があるほど本人や家族に認知症の症状がある割合が高くなっています。

○認知症に関する相談窓口を知っている人は38.6％、本人や家族に認知症の症状がある（「はい」）という人では認知症に関する相談窓口を知っている（「はい」）という回答が62.9％と６割以上を占めています。

第３章　計画の基本方向

１．基本理念

前回計画では地域共生社会の実現を目指し、“住民主体による地域づくり”、“住民の支え合いによる地域づくり”を基本としながら、在宅福祉、施設福祉、保健医療、健康と生きがいづくり、介護等といったそれぞれの分野から福祉施策を推進してきました。

しかし、全国的には令和７年には団塊の世代が全員75歳以上の後期高齢者となり、さらに令和17年には人口の約３分の１が65歳以上の高齢者となり、令和22年には団塊ジュニア世代がすべて65歳以上となることが予想されており、中長期的に一人ひとりが生き生きと暮らせるまちづくりを推進していくためには、一人ひとりが健康で自立した生活を送るだけではなく、互いに支え合い、サービスの「受け手」としてだけでなく、できることに関しては「支え手」、「担い手」として、主体的に関わっていくことがより一層重要となってきています。

大潟村はまだ高齢者数のピークアウトは迎えないものと予想されますが、「15-64」の生産年齢人口は一貫して減少傾向にあり、中長期的には地域や介護を支える若い世代が減少していくことも考えられます。

こうした人材不足を克服して安心して暮らしていくことができる環境を維持していくためには若い人材を確保していくだけでなく、高齢者自身が健康でいること、さらには高齢者自身が地域の中で活躍していくことが本村においても重要になってくると思われます。

これまで以上に活力ある高齢者が地域の中で活躍し続けることの重要性が増すものと思われますが、本村ではこれまでも、高齢者が活躍していく社会の実現に向けて取り組んできました。

若い世代だけではなく、今後、高齢者人口自体が減少していくことも考えられ、地域や介護を支える人材を確保するためには高齢者自身も積極的に活躍し続けていくことが求められていくことになると思われます。

そこで、本計画においてもこれまでの基本理念を継承していくものとします。

基本理念

**一人ひとりが元気で、その人らしく暮らし、**

**みんながお互い様の気持ちで支え合う、**

**活力とやさしさに満ちた大潟村の実現**

２．基本目標

基本理念の実現に向けて、前回計画と同様に以下の6つの基本目標を設定して個々の施策や事業に取り組んでいきます。

**基本目標１：健康と生きがいづくりの推進**

年齢が高くなるとともに生活習慣病なども発病しやすくなることから、一人ひとりの健康意識を高め、一人ひとりの健康維持の取り組みを促進していく施策に取り組んでいきます。また、生きがいづくりや社会参加の機会や場の提供に努め、一人ひとりが自分らしく活躍できる環境を整えていきます。

**基本目標２：在宅生活の継続に向けた支援の充実**

住み慣れた地域でいつまでもいきいきと自分らしく生活するために、医療と福祉の連携体制を整備するとともに、移動手段の確保も含めた日常生活の継続を支援するサービスを充実させていきます。また、介護予防の推進を図り、要支援・要介護状態となることを抑制し、在宅生活をできるだけ長く継続できるように取り組んでいきます。

**基本目標３：高齢者の安全・安心な暮らしの確保**

災害や感染症などの対策を推進し、高齢者が安全に安心して暮らしていくことができるようにしていきます。

**基本目標４：共に支え合う体制の構築**

すべての高齢者が住み慣れた地域で日常生活を送れるよう地域社会の中で高齢者を支えあう地域包括ケアシステムの構築、移動手段の確保も含めた高齢者の在宅生活を支えるための介護保険対象外のサービス基盤の整備に努めていきます。

**基本目標５：認知症対策の総合的な推進**

本村では、認知症の本人や家族による認知症施策の企画・評価等への参画など、当事者の視点や声を重視した取り組みを進め、「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」で示された基本理念等と整合を図りながら、認知症施策を総合的に推進します。

また、認知症の本人や家族による認知症施策の企画・評価等への参画など、当事者の視点や声を重視した取り組みを進め、さらなる認知症施策の充実に取り組んでいきます。

**基本目標６：介護サービス等の推進**

要支援・要介護状態になっても安心して生活していくことができるように、必要とされる介護保険サービスを提供していきます。

団塊の世代が75歳以上となる令和７年（2025年）、団塊ジュニアが高齢期を迎える令和22年（2040年）を見据え、介護保険制度が持続できるように、本村において必要なサービスの重点化・効率化を進め、介護保険料などの費用負担とのバランスにも配慮しながら、本村に適した介護サービスの提供に努めていきます。

３．施策の体系

**一人ひとりが元気で、その人らしく暮らし、みんながお互い様の気持ちで支え合う、活力とやさしさに満ちた大潟村の実現**

（３）社会参加・地域交流の促進

基本目標１：健康と生きがいづくりの推進

（２）生きがいづくりの推進

（１）健康づくりの推進

基本目標２：在宅生活の継続に向けた支援の充実

（３）介護予防の推進

（２）医療・福祉の連携の促進

（１）在宅福祉・日常生活の支援の充実

（４）虐待防止・権利擁護の推進

（５）介護保険事業の適切な運営

（３）施設サービス

（２）地域密着型サービス

（１）居宅サービスの推進

基本目標６：介護サービス等の推進

（２）認知症高齢者と家族を支える体制の整備

（１）認知症の予防と早期発見・早期対応に向けた体制の整備

基本目標５：認知症対策の総合的な推進

（４）地域支援事業

（１）災害対策の推進

基本目標３：高齢者の安全・安心な暮らしの確保

（２）安心な暮らしの確保

基本目標４：共に支え合う体制の構築

（１）相談体制の充実

（２）担い手やネットワークの充実

（３）地域包括ケアシステムの確立

第４章　施策の展開

基本目標１：健康と生きがいづくりの推進

（１）健康づくりの推進

**○健康相談**

［事業概況］

健康について個別の相談に応じ、日常生活の健康づくりに役立つよう保健センターで定期健康相談を実施します。このほか、交流サロン「ちょこっと」でも血圧測定を月２回実施します。

［取組の方向］：これまで通りに継続

新型コロナウイルスが流行したため、令和２年以降新規の方への参加の声かけを控えていた状況がありましたが、令和５年に新型コロナが５類へと変更されたため、今後は感染状況を注視しつつ、参加への声かけを再開し、以前のように取り組んでいきます。

**○健康診査**

［事業概況］

各種検診を併せた総合検診及び医療機関方式の特定健診・後期高齢者健診を実施します。

［取組の方向］：これまで通りに継続

令和2年度は新型コロナウイルスの感染拡大により、総合検診を実施できないということがありましたが、今後は受診率向上のため周知を行っていきます。

**○高齢者の予防接種事業**

［事業概況］

高齢者に対し、特に予防接種の効果が期待できるインフルエンザ予防接種と肺炎球菌予防接種に係る経費の助成を行うことにより予防接種の接種率を高め、発症の予防と症状の軽減化を図っています。また、感染症予防の普及・啓蒙を行っていきます。

［取組の方向］：これまで通りに継続

高齢者肺炎球菌の接種率が高くない状況となっています。

今後は、帯状疱疹ワクチンなどの新たなワクチンについての助成も検討していきます。

新型コロナウイルス以外の感染症については、これまでの取組を継続し、周知に力を入れていきます。

新型コロナワクチン接種については、令和６年度以降、国や県の方針を踏まえて対応していきます。

**○高齢者福祉入浴扶助事業**

［事業概況］

高齢者が、明るく健康な生活を営み、活力の維持向上や健康増進を図るため、70歳以上の方に村内温泉施設無料利用券を交付します。

［取組の方向］：これまで通りに継続

事業は広く認識されており、対象の5割程度の方が温泉券を受け取りに来ています。しかし、新型コロナウイルスの影響もあり、利用率は2割程度にとどまっています。

利用者の健康増進に寄与しているため、引き続き広報や全戸配布等で事業の周知を行っていきます。

**○はり、きゅう、マッサージ療養助成事業**

［事業概況］

はり、きゅう、マッサージ療養を通じて、高齢者の健康維持の増進に寄与することを目的に１回の療養につき1,000円（上限年度内12回まで）を助成します。

［取組の方向］：これまで通りに継続

広報等により周知していますが、利用者が増えない状況となっています。

引き続き周知を図るとともに、利用しやすい制度となるように検討を行っていきます。

（２）生きがいづくりの推進

**○生涯学習の機会の提供**

［事業概況］

高齢者の知識・技能を活かした地域活動を支援し、高齢者同士及び世代間の交流を深める機会を提供します。

［取組の方向］：これまで通りに継続

高齢者学級や文化講座が交流の場となり、仲間作りや生きがい作りにつながっていると考えられます。

今後も高齢者の積極的な社会参加を支援するため、様々な講座や研修を実施していきます。

**○生きがい・学習事業（実施主体：社会福祉協議会）**

［事業概況］

社会福祉大会の開催（年１回）、小、中、高校生のボランティア体験活動講座、福祉講座、日本赤十字と連携した活動の開催の他、農福連携ファームによる農業を活かした生きがいづくりや、ボランティア活動による生きがいづくりに取り組んでいきます。

村民の福祉教育につながる内容を検討するなど、社会福祉大会の充実に努め、助け合い活動のきっかけとしてボランティア体験の活動を続けます。

［取組の方向］：別の講座を拡大して継続

福祉講座は認知症予防のための太極拳を実施してきましたが、参加者が固定してきたため、新たに音体操を取り入れることで、新たな対象者の参加につながっています。

これまで身体を動かす講座が続いているため、別の講座の検討も必要と考えられます。

今後は傾聴ボランティア講座など、知識を増やす講座について検討を行っていきます。

**○園芸福祉活動（地域高齢者生きがい活動事業）**

［事業概況］

村内に住んでいる高齢者が、過去の農業経験を活かし、園芸福祉活動のスタッフとして活動することで、生涯現役として過ごすライフスタイルを目指すことを目標に実施します。

［取組の方向］：内容を改善して継続

これまで秋田県立大学に委託して実施していましたが、大学で人員を確保することが難しい状況も出てきているため、今後は委託先等の関係者との相談をしながら、事業の内容等について検討していきます。

**○敬老祝い事業**

［事業概況］

長年、大潟村の地域づくりに尽力された高齢者に敬老の意を表し、長寿を地域全体で祝福する機会を設けるため敬老会を開催します。

［取組の方向］：これまで通りに継続

新型コロナウイルスの影響により、令和2年から4年は、賀寿の方のみの招待となっていました。

今後は感染症の流行状況等を注視しつつ、招待者が楽しめるような内容となるよう実施していきます。

（３）社会参加・地域交流の促進

**○親睦交流事業（実施主体：社会福祉協議会）**

［事業概況］

赤十字奉仕団とのふれあい交流事業、生活学校とのふれあい交流事業、ふれあいサロン「ちょこっと」の運営、おしゃべり食堂の開催、地域力強化事業など、住民同士の支え合いや親睦交流を活性化するための催し物を実施します。

また、新たな担い手を創出するため地域力強化事業に取り組み、地域でのボランティア活動の活性化を図っていきます。

［取組の方向］：内容を改善して継続

おしゃべり食堂を楽しみにしている方が増えてきています。クッキングボランティアは子育て世代の女性が参加してくれるようになり、多様な広がりをみせています。

地域力強化事業では新たなボランティアの創出のために助成金が支給されますが、助成事業の応募がない年もあり、安定的に事業を継続していくための事業の見直しが必要と考えられます。

今後は新たな担い手の創出のために事業内容について検討を行っていきます。

**○ふれあい健康館事業**

［事業概況］

入浴サービス事業、お楽しみ会（花見・七夕・なべっこ・クリスマス・豆まき・ひな祭り等）など、ふれあい健康館を拠点とする事業を実施することで、高齢者の居場所づくりや交流を促進します。

［取組の方向］：これまで通りに継続

入浴サービスは利用者が減少した時期もありましたが、新たな利用者層の開拓により、継続的に利用されています。

事業継続のためには、ボイラーの交換が必須と考えられます。

季節ごとの催しの他に、塗り絵など手を動かす作業を取り入れて、認知症予防を強化するなど、継続的に健康館が利用されるように工夫を図っていきます。

**○団体活動への支援**

［事業概況］

高齢者が住み慣れた大潟村で生きがいを持ち、元気で安心した暮らしができる地域社会を実現するためには、高齢者自身が自立した生活を営んでいることが重要です。

そのため、高齢者が参加し様々な活動を行う団体に対して支援を行っています。

■耕心会

農業者年金受給者で構成される耕心会は、菜の花やコスモス、マリーゴールドなど、村内の景観作物を栽培し、村民のみならず、村外から村を訪れる多くの方へ季節感あふれる景観を提供しています。

■老人クラブ

柿の木や花壇の管理、墓地公園の環境整備など、高齢者の生きがいづくりと社会参加の場となっています。

■大潟村シルバー人材センター

身近な様々な作業を通じ、会員の生きがいづくりや社会参加、収入を確保する機会となっています。

［取組の方向］：内容を改善して継続

各団体に補助金を交付して活動の支援を行っています。

老人クラブの柿の木や墓地公園の管理は高齢化にともない負担が大きくなっているため、生きがいを感じる程度の作業量になるように検討していくことが必要と考えられます。

今後、柿の収穫は身体に負担がかからない程度になるように工夫し、墓地公園の管理は一部の人だけに負担がかからないように、多くの人が等しく参加できるような内容となるように検討をしていきます。

団体活動は、高齢者の多世代との交流や生きがいづくり、社会参加の機会の創出につながることから、今後も活動を支援していきます。

基本目標２：在宅生活の継続に向けた支援の充実

（１）在宅福祉・日常生活の支援の充実

**○在宅福祉サービス事業（実施主体：社会福祉協議会）**

［事業概況］

■車イス・介護用ベッドの貸出し

・介護保険の適用になる前に介護用ベッドが必要な方に貸出をしています。

■通院サポート事業

・通院が困難な方を対象に、タクシーでの送迎を行います。

■村内お出かけサポート事業

・運転ボランティアにより、村内目的地までの送迎を行います。

■車椅子用自動車の貸出事業

・車椅子のまま乗車可能な車両を貸出します。

■買い物支援サービス（年３～４回）

・バスを利用し、村外商業施設への買い物ツアーを実施します。

■除雪支援事業

・自宅の除雪が困難な方を対象に、消防団や福祉施設のボランティアによる除雪を行います。

■配食サービス

・自らの食事の用意が難しい高齢者等を対象に、お弁当の配食を行います。

［取組の方向］：これまで通りに継続

通院サポートは事業費の増加に伴い、事業内容の見直しを図りました。

村内おでかけサポートは運転ボランティアが増えず、職員が対応している状況となっているため、運転手の担い手の創出に取り組んでいきます。

**○生活支援体制整備事業**

［事業概況］

元気な高齢者をはじめ、住民が担い手として参加する住民主体の活動や、NPO、社会福祉法人、社会福祉協議会、地縁組織、協同組合、民間企業、シルバー人材センターなどの多様な主体による様々なサービスの提供体制を構築し、高齢者を支える地域の支え合い体制づくりを推進します。

［取組の方向］：これまで通りに継続

地域のニーズ・状況を把握し、地域資源の見える化として、暮らしの便利帳発行等を行いました。

今後も必要な生活支援サービスを明確にし、住民主体の生活支援サービス提供の体制づくりに取り組みます。

**○要援護高齢者支援事業**

［事業概況］

介護認定において「非該当」と判定された高齢者に、家族の疾病など特別な事情がある場合にデイサービスまたはショートステイのサービスを提供します。

［取組の方向］：これまで通りに継続

これまでのところ事例がほとんどありませんが、今後高齢化にともない事例が出てくることも考えられるため、施設側と事例が発生した際の対応について摺り合わせを進め、いつでも対応できるように体制を整備していきます。

**○家族介護者教室・懇話会**

［事業概況］

在宅で介護をしている家族に対し、介護について知識や技術を学ぶ場、介護者の思いや不安を話す場の提供として、家族介護者教室・懇話会を年１回開催します。

［取組の方向］：これまで通りに継続

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、教室・懇談会の開催ができないこともありましたが、コロナ禍の期間においても在宅介護の家族宛にパンフレットの配布を行いました。

今後はコロナの流行状況を注視しつつ、できるだけ教室・懇談会を開催し、家族介護者支援を行っていきます。

**○高齢者の住まいの確保**

［事業概況］

高齢者の単身世帯や高齢者のみの世帯が増加する中、地域生活の基盤である高齢者の住まいの確保は、重要となってきます。村の軽費老人ホーム（ケアハウス）のほか周辺地域の有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅などの動向等を把握し、個々の状況に適した情報提供に努めます。

また、在宅の要介護者・要支援者が自宅で生活を続けられるよう、介護保険制度で住宅改修費を助成します。

［取組の方向］：これまで通りに継続

適宜個々の状況や希望に適した情報提供を行ってきました。また適宜住宅改修経費の助成も実施しています。

引き続き、情報収集及び情報提供に努めていきます。

**○在宅介護支援事業**

［事業概況］

要支援1,2、要介護1のいずれかの認定を受けた方で、指定福祉用具業者から在宅において自立支援ベッド等をレンタルした費用を助成しています。

［取組の方向］：これまで通りに継続

今後も継続して実施していきます。

**○配食サービス支援事業**

**新　規**

［事業概況］

自らの食事の用意が難しい高齢者等を対象に大潟村社会福祉協議会が実施する配食サービス事業について、村が低所得者等の利用者負担の一部を扶助するものです。

［取組の方向］：これまで通りに継続

今後も継続して実施していきます。

（２）医療・福祉の連携の促進

**○在宅医療・介護連携推進事業**

［事業概況］

■在宅医療・介護連携に関する相談支援、情報提供

・村民が、地域の医療や介護資源について知り、自分の状態に合う医療や介護サービスを本人が主体的に選択できるよう、関係機関の協力のもと、村のホームページなどを活用し、多様な情報提供を行うとともに、医療・介護関係者の情報共有を行っています。

・疾病や加齢等により、医学的管理の下で療養生活をおくることになった高齢者や家族・医療・介護関係者に在宅医療を支える様々な地域資源について周知を図り、相談支援につなげています。

・入院・転院・退院時の相談にきめ細かく対応するための関係機関のネットワークづくりを進めます。

■医療・介護関係者の連携

・医療と介護の両方を必要とする高齢者に適切に医療と介護が提供されるよう、医療職は村民の生活や介護を考え、介護職は村民の心身の状態を医療面も含めて正しく知ることができるよう、医療職と介護職等が相互の専門性や役割を学ぶ多職種連携の研修等の取り組みを進めています。

・研修等を通して多職種で顔の見える関係を築くとともに、医療現場での医療・介護連携の実践スキルや介護職の医療知識の向上を図ります。

・個別の患者情報に関する医療機関とケアマネジャーとの連携を図るため、医療と介護の多職種連携強化を行っています。

［取組の方向］：これまで通りに継続

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、湖東厚生病院と連携した講演会や他職種が集う意見交換会、研修会等の開催ができないという時期がありました。今後は感染症の状況を注視しつつ、実施できるように取り組んでいきます。

また、周辺５市町村で協力し、潟上・南秋地区の病院や介護サービス事業所などをまとめた「医療・介護資源マップ」を作成します。

さらに、近隣町村と連携しながら広域的な実施体制を整備していきます。

**○地域住民への普及啓発**

［事業概況］

村民が在宅医療・介護連携に対する理解を深めることができるよう、講演や講座などを開催し、普及啓発を行っていきます。

［取組の方向］：これまで通りに継続

新型コロナウイルスの影響により、前回計画期間中には実施することができませんでした。

今後は村民が在宅医療・介護連携に対する理解を深めることができるよう、講演や講座などを開催し、普及啓発を行っていきます。

（３）介護予防の推進

**○介護予防ケアマネジメント事業**

［事業概況］

要支援者が要介護状態となることを予防するため、通所型サービスや訪問型サービスを利用する場合に、ケアプランを作成し、サービスが効果的に実施されるよう適切な支援を行っています。

［取組の方向］：これまで通りに継続

今後も継続して実施していきます。

**○包括的・継続的ケアマネジメント事業**

［事業概況］

介護支援専門員、主治医をはじめ地域の様々な関係者が連携・協働することで高齢者の状況や変化に応じて、包括的かつ継続的な支援を行います。

［取組の方向］：これまで通りに継続

今後も継続して実施していきます。

**○介護予防・日常生活支援サービス事業**

［事業概況］

一人ひとりの生きがいや自己実現のために、活動的で生きがいのある生活や人生をおくることができるよう、要支援者等に対して、要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止及び地域における自立した日常生活を支援します。

［取組の方向］：これまで通りに継続

今後も継続して実施していきます。

**○一般介護予防事業**

［事業概況］

65歳以上の方を中心に、健康寿命を長く保つための介護予防や、日常生活の自立に向けた取り組み、地域の介護予防活動に対する支援・補助を行っています。

［取組の方向］：これまで通りに継続

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、教室を開催できない回もありました。

介護予防教室については、男性参加者が少ない傾向にあったため男性を対象とした教室を開催する等、男性でも参加しやすい教室を開催し、教室運営の体制を整えました。

今後も継続して実施していきます。

**○介護予防普及啓発事業**

［事業概況］

介護予防の普及啓発に資する運動、栄養、口腔等に係る事業を実施しています。

［取組の方向］：これまで通りに継続

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、教室開催できない回もありましたが、今後は感染状況に注視しつつ実施していきます。

**○地域介護予防活動支援事業**

［事業概況］

高齢者を年齢や心身の状況によって分け隔てることなく、人と人とのつながりを通じて参加や通いの場を継続的に提供することで、住民主体の地域づくりを推進します。

［取組の方向］：これまで通りに継続

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、教室開催できない回もありましたが、今後は感染状況に注視しつつ実施していきます。

（４）虐待防止・権利擁護の推進

**○虐待防止・早期発見、権利擁護事業**

［事業概況］

■関係機関とのネットワークの充実

・村、地域包括支援センター、民生委員、社会福祉協議会、介護サービス事業者、医療機関、警察、消防等を構成員とする会議の開催や、高齢者虐待防止ネットワークを確立して、高齢者虐待の防止や早期発見、虐待を受けた高齢者や養護者に対する適切な支援を行っています。

・地域包括支援センターでは、高齢者虐待防止ネットワーク会議を定期的に開催し、高齢者虐待防止・権利擁護事業について広報やホームページを通じた普及啓発活動を行っています。

■事例検討等の実施

・村職員及び介護従事者の迅速かつ適切な対応力の向上を目的とした研修会への参加や事例検討を行っています。

■施設職員に対する研修等の指導

・全国的に要介護施設従事者による施設内虐待が増えてきていることから、施設職員に対する研修等を強化するよう指導しています。

■関係機関との連携による消費者被害防止対策の推進

・消費者被害を未然に防ぐために、高齢者の見守りや庁内関係部署をはじめ、地域包括支援センター、社会福祉協議会、介護サービス事業者、宅配業者・新聞配達業者など地域の事業者・団体、警察、民生委員など、高齢者の身近にいるすべての人との連携強化を図っています。

［取組の方向］：これまで通りに継続

今後も継続して実施していきます。

**○成年後見に係る支援体制の整備**

［事業概況］

成年後見制度について周知し、必要時には制度の利用ができるよう支援体制の整備に努めます。

［取組の方向］：これまで通りに継続

今まで事例がなく、まだ支援体制が整っていないため、今後希望者が現れた時に手続きが進められるよう支援体制整備を整えていきます。

また、成年後見制度利用促進計画の見直しや対象者の把握を進め、支援体制の確立を目指します。

基本目標３：高齢者の安全・安心な暮らしの確保

（１）災害対策の推進

**○****災害時要援護者避難支援プラン個別計画策定事業**

［事業概況］

災害発生時に、自宅から避難する際に介助が必要な場合や、持病を抱えており避難行動に支援が必要な高齢者の避難計画を策定し、避難の遅れによる二次被害の防止を図っています。

［取組の方向］：これまで通りに継続

個別計画の策定があまり進んでいないため、今後計画の見直しや対象者の把握を進め、災害時要援護者避難支援プラン個別計画の完成を目指します。

（２）安心な暮らしの確保

**○高齢者バス利用支援事業**

**新　規**

［事業概況］

75歳以上の方、運転免許を返納された方を対象に「大潟村マイタウン村内無料定期券」を交付します。

［取組の方向］：これまで通りに継続

今後も継続して実施していきます。

**○見守りQR**

**新　規**

［事業概況］

徘徊高齢者等の早期の発見、保護及び引渡しを図るとともに、介護者等の精神的負担を軽減し、徘徊高齢者等及び介護者等の福祉の増進を図ります。

［取組の方向］：これまで通りに継続

希望者がいた場合に印刷済みのQRコードシールを配布していますが、現時点では希望者がいない状況となっています。

広報に本事業について掲載し、必要そうな家庭があれば地域包括支援センターなどからも案内してもらえるよう連携していますが、今のところ利用実績はありません。

引き続き事業についての周知を行い、QRコードシールが必要そうな家庭には個別に案内を行っていきます。

**○高齢者救急通報システム**

**新　規**

［事業概況］

ひとり暮らしの高齢者に対して緊急時における連絡体制を確保するとともに急病や事故等の際に迅速かつ適切な対応を図り、その不安を解消することにより在宅生活を支援し、福祉の増進を図ります。

［取組の方向］：これまで通りに継続

広報での周知や地域包括支援センターからも案内をしており、利用者数は徐々に増えています。

引き続き事業についての周知を行い、救急通報システムが必要そうな家庭には個別に案内を行っていきます。

基本目標４：共に支え合う体制の構築

（１）相談体制の充実

**○相談支援体制の整備**

［事業概況］

地域包括支援センターは、高齢者の相談窓口になり、必要時は訪問等で実態把握を行います。

また、地域の高齢者が住み慣れた地域で安心して生活ができるよう、地域における関係者とのネットワークを構築するとともに、高齢者の心身状況や生活の実態、必要な支援を幅広く把握し、相談を受け、地域における適切な保健・医療・福祉サービス、機関または制度の利用につなげる支援を行っています。

社会福祉協議会では、なんでも相談支援センターを開設し、どんな相談でも断らずに全年齢対象の複合化した問題に対応しています。

また、複合的な課題を抱える世帯に対して、各機関が協働して支援にあたるため、重層的支援体制の構築に努めます。

［取組の方向］：内容（規模）を拡大して継続

複合的な課題を抱える世帯に対する支援をより包括的に行うことができるように、令和６年度から重層的支援体制整備事業によりアウトリーチ多機関協働の機能を強化していきます。

**重層的支援体制整備事業とは**

重層的支援体制整備事業は、市町村において、既存の相談支援や地域づくり支援の取組を活かし、子ども・障害・高齢・生活困窮といった分野別の支援体制では対応しきれないような“地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズ”に対応する包括的な支援体制を構築するため、「属性を問わない相談支援」、「参加支援」、「地域づくりに向けた支援」を一体的に実施するものです。

（２）担い手やネットワークの充実

**○地域におけるネットワークの構築**

［事業概況］

支援が必要な高齢者に対し、保健・医療・福祉サービスが適切に受けられるよう、地域包括ケア会議等を開催し、関係機関とのネットワークの構築を図っています。

［取組の方向］：これまで通りに継続

今後も継続して実施していきます。

**○大潟村社会福祉協議会**

［事業概況］

大潟村社会福祉協議会では生活を支援する送迎サポートや福祉機器の貸出を中心とした在宅福祉サービスを地域福祉推進事業として取り組んでいるほか、アウトリーチを含む総合相談事業や生活支援体制整備事業、高齢者・障がい者・児童・母子父子家庭を対象とした各種団体の援助活動、ボランティアを含む住民の福祉活動の組織化、社会福祉を目的とする事業の連絡調整及び事業の企画・実施などを行っています。

こうした活動は、高齢者福祉を含む地域福祉の充実が図られるものであり、こうした社会福祉協議会の活動を支援しています。

［取組の方向］：内容（規模）を拡大して継続

総合相談事業は重層的支援体制整備事業に移行し、行政とより密接に協働する体制づくりが求められています。

分野ごとの垣根を越えて、関係機関と協働して、地域生活課題の解決に向けた支援が届く体制整備に向けて取り組んでいきます。

**○保健福祉活動としてのボランティア（実施主体：社会福祉協議会）**

［事業概況］

趣味や福祉の団体が大潟村社会福祉協議会のボランティア連絡協議会に登録しており、事業の一環としてボランティア活動に取り組んでいます。

活動内容としては、福祉施設への訪問活動や労力奉仕が多く、村民のボランティアへの参加は大きな広がりを見せており、地域共助に寄与しています。

・ボランティアの担い手を拡大するために、運転ボランティアを募るなど、住民同士の支え合い活動を増やしています。

・ボランティア保険の加入促進、体験講座を継続し活動の育成援助を行います。

・災害に備えるためにも、災害ボランティアコーデイネーターの養成を続けます。

・担い手を確保するため、新たなボランティアの創出について検討します。

［取組の方向］：内容（規模）を拡大して継続

ボランティアが高齢化で減っています。新しく入ってくるボランティアが少なく、減少傾向となっているため、新しい担い手の創出が求められています。

このため、大学生や子育て世代など、今までボランティアと関わりがなかった方々へのきっかけづくりとして、夏祭りに取り組んでいます。

今後も夏祭りをきっかけにボランティアへの関心が高まるような働きかけに取り組みます。

（３）地域包括ケアシステムの確立

**○地域包括ケアシステムの構築**

［事業概況］

本村では、地域における高齢者福祉の総合的なマネジメントを担う機関として、村直営で地域包括支援センターを運営しており、村内の各福祉施設や居宅介護支援事業所、各介護サービス事業所との情報交換や適切な指導を通し介護サービスの質の向上に努めています。

［取組の方向］：これまで通りに継続

高齢者が可能な限り住み慣れた地域で、能力に応じ自立した日常生活をおくることができるよう、地域包括支援センターが連携の中核となり、高齢者のニーズに応じて医療、介護、予防、住まい、生活支援のサービスを切れ目なく提供する地域包括ケアシステムの構築を進めていきます。

**○地域包括支援センターの機能強化**

［事業概況］

地域包括支援センターでは、主任介護支援専門員、社会福祉士、保健師を配置し、それぞれの専門性を活かしながら、高齢者やその家族からの相談に対応しています。地域包括支援センターの業務については、村のホームページに掲載し、周知を図っています。

［取組の方向］：これまで通りに継続

今後も継続して取り組んでいきます。

**○地域共生社会の実現に向けた取り組みの推進**

［事業概況］

今後の地域福祉は、子ども・高齢者・障がい者などすべての人々が地域で暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる「地域共生社会」の実現に向けた取り組みを進めていく必要があります。

地域福祉の推進の理念として、支援を必要とする村民（世帯）が抱える多様で複合的な地域生活課題について、住民や福祉関係者が適切に把握し、関係機関との連携による解決が図られることを目指していきます。

この理念を実現するため、以下の取り組みを進めていきます。

・地域住民の福祉活動への参加を促進するための環境整備

・複合的な地域生活課題を抱える世帯に対し、総合的に相談に応じ、関係機関と連絡調整等を図り、多機関が協働して支援を行う体制の整備

［取組の方向］：内容を改善して継続

社会福祉協議会へなんでも相談支援センターを設置し、断らない相談支援を行うとともに包括化推進委員により村内福祉施設の相談窓口と連携し総合相談体制を確立することができました。

引き続き、「地域共生社会」の実現のため重層的支援体制整備事業を活用し体制の整備を行っていきます。

基本目標５：認知症対策の総合的な推進

急速な高齢化の進展にともない、認知症の人も増加している状況を踏まえ、国では令和５年６月に「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」を公布しました。

その中で地方公共団体は法の基本理念にのっとり、認知症施策を策定・実施する責務を有することが明記されました。

＜基本理念＞

①本人の意向尊重

②国民の理解による共生社会の実現

③社会活動参加の機会確保

④切れ目ない保健医療・福祉サービスの提供

⑤本人家族等への支援

⑥予防・リハビリテーション等の研究開発推進

⑦関連分野の総合的な取り組み

＜基本施策＞

①認知症の人に関する国民の理解の増進等

②認知症の人の生活におけるバリアフリー化の推進

③認知症の人の社会参加の機会の確保等

④認知症の人の意思決定の支援及び権利利益の保護

⑤保健医療サービス及び福祉サービスの提供体制の整備等

⑥相談体制の整備等

⑦研究等の推進等

⑧認知症の予防等

※その他認知症施策の策定に必要な調査の実施、多様な主体の連携、地方公共団体に対する支援、国際協力

本村ではこれまで認知症の本人や家族による認知症施策の企画・評価等への参画など、当事者の視点や声を重視した取り組みを進めてきました。

今後も、認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすことができる「共生社会」（認知症の人を含めた国民一人一人がその個性と能力を十分に発揮し、相互に人格と個性を尊重しつつ支え合いながら共生する活力ある社会）の実現に向けて、認知症施策を総合的に推進します。

（１）認知症の予防と早期発見・早期対応に向けた体制の整備

**○認知症初期集中支援推進事業**

［事業概況］

認知症の人ができる限り住み慣れた地域で暮らし続けるために、認知症初期集中支援チームを配置し、認知症の人やその家族への支援体制を構築します。

認知症初期集中支援チーム員として、医師をはじめ、医療・保健・福祉の専門職が、認知症が疑われる人や認知症の人で医療サービス、介護サービスを受けていない人や中断されている人へ支援を行っていきます。

［取組の方向］：これまで通りに継続

今後も継続して実施していきます。

（２）認知症高齢者と家族を支える体制の整備

**○認知症地域支援・ケア向上事業**

［事業概況］

認知症地域支援推進員を配置し、認知症の人とその家族を支援する相談支援や関係者との連携を図ったり、認知症の人とその家族、地域住民、関係機関等の誰もが気軽に参加し、集える場として認知症カフェを開催します。

また、認知症の状態に応じた相談・医療や介護サービス等の提供の流れ（認知症ケアパス）を普及していきます。

※認知症ケアパスとは、認知症の人とその家族が地域のなかで本来の生活を営むために、認知症の人と家族及び地域・医療・介護の人々が目標を共有し、それを達成するための連携の仕組みです。

［取組の方向］：これまで通りに継続

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、認知症カフェを開催できない回もありました。また認知症カフェへの参加者が少なくなってきたことが課題となっています。

今後は認知症カフェの運営体制整備や認知症ケアパスの普及を行い、認知症になっても住み慣れた地域で暮らす体制を整えていきます。

**○認知症サポーター養成講座**

［事業概況］

認知症になっても住み慣れた地域で生活できるよう、より多くの人に認知症について正しく理解してもらうことを目的に認知症サポーター養成講座を開催します。

認知症サポーター養成講座の開催回数は拡大しており、令和４年度には３回開催し、受講者数は40人となっています。

［取組の方向］：これまで通りに継続

広く住民に受講してもらうため、今まで実施していなかった団体や職域、学生向けに講座を開催します。

基本目標６：介護サービス等の推進

**■介護保険サービスの体系**

要支援者に対する給付は、介護予防支援、介護予防サービス、地域密着型介護予防サービスからなる「予防給付」、要介護者に対する給付は、居宅介護支援、居宅サービス、施設サービス、地域密着型サービスからなる「介護給付」となっています。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | **予防給付におけるサービス** | **介護給付におけるサービス** |
| **都道府県が指定・監督を行うサービス** | 【短期入所サービス】  ○介護予防短期入所 生活介護  ○介護予防短期入所療養介護（老健・病院等）  【通所サービス】  ○介護予防通所 リハビリテーション  【訪問サービス】  ○介護予防訪問入浴介護  ○介護予防訪問看護  ○介護予防訪問 リハビリテーション  ○介護予防居宅療養管理指導  【訪問サービス】  ○訪問介護  ○訪問入浴介護  ○訪問看護  ○訪問 リハビリテーション  ○居宅療養管理指導  **◎介護予防サービス**  ○介護予防特定施設入居者生活介護  ○介護予防福祉用具貸与  ○特定介護予防福祉用具購入  【短期入所サービス】  ○短期入所生活介護  ○短期入所療養介護 （老健・病院等）  【通所サービス】  ○通所介護  ○通所 リハビリテーション | ◎施設サービス  ○介護老人福祉施設  ○介護老人保健施設  ○介護医療院  **◎居宅サービス**  ○特定施設入居者生活介護  ○福祉用具貸与  ○特定福祉用具購入 |
| **市町村が指定・**  **監督を行うサービス** | ◎地域密着型介護予防サービス  ○介護予防小規模多機能型居宅介護  ○介護予防認知症対応型通所介護  ○介護予防認知症対応型共同生活介護  **◎介護予防支援** | **◎居宅介護支援**  ◎地域密着型サービス  ○定期巡回・随時対応型訪問介護看護  ○夜間対応型訪問介護  ○認知症対応型通所介護  ○小規模多機能型居宅介護  ○認知症対応型共同生活介護  ○地域密着型特定施設入居者生活介護  ○地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護  ○看護小規模多機能型居宅介護  ○地域密着型通所介護 |
| **その他** | ○介護予防住宅改修費 | ○住宅改修費 |

また、このほかに要支援・要介護になる可能性のある高齢者を対象に、要支援・要介護状態になることを防止するためのサービスや、要介護状態になった場合でも、できるだけ住み慣れた地域で自立した日常生活を営むことができるよう支援するための地域支援事業があります。

地域支援事業は要支援者等を対象とした介護予防・日常生活支援総合事業と、地域における包括的・継続的なマネジメント機能としての包括的支援事業、市町村の判断により行われる任意事業の３つの大きな柱からなっています。

今後も対象者数の推移や利用ニーズ、サービス提供基盤の整備状況を踏まえながら、適切なサービス提供を図っていきます。

（本計画における具体的な目標量等については第５章に詳述）

（１）居宅サービスの推進

**○訪問介護（介護給付）**

［事業概況］

ホームヘルパーが居宅を訪問し、食事、入浴、排せつなどの介護を行います。

**○訪問入浴介護（介護給付・予防給付）**

［事業概況］

入浴車という浴槽を積んだ車などで利用者の居宅を訪問し、入浴の介護を行います。

**○訪問看護（介護給付・予防給付）**

［事業概況］

看護師が訪問し、診療や状況の確認や指導などの補助を行います。

**○訪問リハビリテーション（介護給付・予防給付）**

［事業概況］

理学療法士や作業療法士が利用者の居宅を訪問し、心身の回復や維持のためのリハビリを行います。

**○居宅療養管理指導（介護給付・予防給付）**

［事業概況］

療養上の管理や指導を医師や歯科医師、薬剤師などが利用者の居宅を訪問して行います。

**○通所介護（介護給付）**

［事業概況］

日帰りで行えるサービスで、デイサービスセンターなどに通ったり、食事や入浴などの介護や機能訓練などを行います。

**○通所リハビリテーション（介護給付・予防給付）**

［事業概況］

介護老人保健施設や指定事業所で、リハビリテーションなどを日帰りで行います。

**○短期入所生活介護（介護給付・予防給付）**

［事業概況］

介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)などに短期間入所し、食事・入浴・排泄などの介護サービスを行います。

**○短期入所療養介護（介護給付・予防給付）**

［事業概況］

介護老人保健施設などに短期間入所し、医学的な管理のもとでの医療・介護・リハビリテーションを行います。

**○福祉用具貸与（介護給付・予防給付）**

［事業概況］

日常生活上の便宜を図るための用具貸出をするサービスです。

**○特定福祉用具購入（介護給付・予防給付）**

［事業概況］

日常生活上の便宜を図るための用具を販売するサービスです。

**○住宅改修（介護給付・予防給付）**

［事業概況］

手すり設置や段差解消などの小規模な居宅の改修工事を行います。

**○特定施設入居者生活介護（介護給付・予防給付）**

［事業概況］

有料老人ホームなどで、介護や機能訓練などを行います。

**○居宅介護支援（介護給付・予防給付）**

［事業概況］

居宅介護支援（ケアプラン）とは、利用者に対し、サービスの調整・管理および利用できる限度額の管理を行うサービスです。

（２）地域密着型サービス

**○認知症対応型共同生活介護（介護給付・予防給付）**

［事業概況］

要支援２以上で認知症の状態にある利用者について、共同生活を営んでいる住居で、入浴・排せつ・食事などの介護やその他の日常生活上の支援を行います。

**○地域密着型特定施設入居者生活介護（介護給付）**

［事業概況］

地域密着型特定施設に入居している要介護者に対し、入浴・排泄・食事などの介護や日常生活上の支援や機能訓練を行います。

**○地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護（介護給付）**

［事業概況］

地域密着型介護老人福祉施設（特別養護老人ホームのうち、入居定員が29人以下の施設のこと）に入居している要介護者に対し、入浴・排泄・食事などの介護や日常生活上の支援や機能訓練を行います。

**○地域密着型通所介護（介護給付）**

［事業概況］

要介護状態の利用者が、小規模な通所介護施設で、日常生活上の支援や機能訓練等を行います。

（３）施設サービス

**○介護老人福祉施設（介護給付）**

［事業概況］

寝たきりなど、常時介護が必要で、居宅では介護を受けることができない人が対象の施設です。介護や日常生活上の支援などを行います。

**○介護老人保健施設（介護給付）**

［事業概況］

病状が安定していて入院治療の必要はない人が対象です。リハビリテーションを中心とする医療ケアや介護、日常生活上の支援を行います。

**○介護医療院（介護給付）**

［事業概況］

「日常的な医学管理」や「看取りやターミナルケア」等の医療機能と、「生活施設」としての機能を兼ね備えた施設で、「長期療養のための医療」と「日常生活上の世話（介護）」を一体的に提供します。

（４）地域支援事業

**○介護予防・日常生活支援総合事業**

［事業概況］

■介護予防・生活支援

・要支援者に対して、要支援状態の軽減若しくは悪化の防止及び地域における自立した日常生活の支援を実施することによって、一人ひとりの生きがいや自己実現のための取組を支援し、活動的で生きがいのある生活や人生をおくることができるように支援をすることを目的として実施しています。

■一般介護予防事業

・介護予防事業は、一次予防事業、二次予防事業の区別がなくなり、一般介護予防事業となります。

**○包括的支援事業(地域支援センターの運営)及び任意事業**

［事業概況］

■包括的支援事業(地域支援センターの運営)

■総合相談事業

・高齢者の相談窓口になり、必要時は訪問等で実態把握を行います。

■権利擁護事業

・高齢者虐待防止ネットワーク会議を定期的に開催し、広報やパンフレットの配布等で啓発を図っています。

■包括的・継続的支援事業

■任意事業

**○包括的支援事業（社会保障充実分）**

［事業概況］

■在宅医療・介護連携推進事業

・医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で支援を受けながら自分らしい暮らしを続けることができるように、在宅医療と介護を一体的に提供するための支援を行います。

■生活支援体制整備事業

・元気な高齢者をはじめ、住民が担い手として参加する住民主体の活動や、NPO、社会福祉法人、社会福祉協議会、地縁組織、協同組合、民間企業、シルバー人材センターなどの多様な主体による多様なサービスの提供体制を構築し、高齢者を支える地域の体制づくりを推進します。

■認知症総合支援事業

・地域の実情に応じて、地域における認知症の人とその家族を支援する相談支援や関係者との連携を図ります。認知症の状態に応じた相談・医療や介護サービス等の提供の流れ（認知症ケアパス）の普及に努めます。

（５）介護保険事業の適切な運営

**○介護給付費適正化事業**

［事業概況］

利用者へ適切なサービス利用を提供できる環境の整備を進めるとともに、介護給付費等に要する費用の適正化を図ります。

［取組の方向］：内容（規模）を拡大して継続

要介護認定の適正化、ケアプランの点検、住宅改修の適正化、医療情報との突合、縦覧点検、福祉用具購入・貸与調査、給付実績の活用など、今後も介護給付の適正化に向けて本村の状況に必要な取組を検討し取り組んでいきます。

**○施設サービスの提供基盤の確保**

［事業概況］

本村の老人福祉施設としては、特別養護老人ホーム（介護老人福祉施設）があり、介護保険における施設サービスの大きな柱となっています。

特別養護老人ホーム（介護老人福祉施設）の入所の判定に関しては、「指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準」に基づき、入所申込者の介護の必要度及び家族の状況等を勘案したうえで、必要性が高い方の優先的な入所に努めています。

その他、同じ居住系サービスの一つである介護付有料老人ホームや介護老人保健施設など、村外の施設とも連携したサービス提供に努めています。

現在、介護保険の申請受付時には、対象者の状態などについて詳しく聞き取り、居宅サービス及び施設サービスについて説明し、必要な場合には各施設や医療機関及び居宅介護支援事業所等と連携し、必要な介護保険サービスを提供しています。

［取組の方向］：内容（規模）を拡大して継続

今後も施設サービスの提供基盤の確保に向けて、介護の必要性に応じた優先的な入所や村外の施設と連携したサービス提供などに取り組むとともに、本村の状況に必要な取組を検討し取り組んでいきます。

**○福祉・介護人材の確保及び育成・定着支援**

［事業概況］

■労働環境の整備

・介護サービス事業所で働く職員が、仕事に対する誇りとやりがいを持って働き続けることができるよう、意欲や能力に応じたキャリアパス制度の導入など、指定管理者の取り組みを支援するとともに、労働環境の整備に努めます。

■介護ロボット導入事例の効果検証と介護ロボットの活用の検討

・介護従事者の身体的負担の軽減や業務の効率化に向け、人工知能（ＡＩ）などを活用した介護ロボットの開発・普及に向けた取り組みが加速しています。

・介護ロボット導入事例の効果を検証するとともに、国などの動向を見据えて、介護ロボットの活用について指定管理者と連携し、検討を進めていきます。

［取組の方向］：内容（規模）を拡大して継続

今後も必要とされる人材の確保に向けて、労働環境の整備による人材の確保や介護現場における身体的負担の軽減や業務の効率化に資する幅広いツールや手法に関する検討を進め、本村の状況に適した取組を進めていきます。

**○サービスの質の向上に向けた取り組み**

［事業概況］

■苦情・事故報告

・苦情・事故報告書提出について法令等に基づく報告基準や目安などを含めた周知徹底を継続的に行い、報告の必要性を意識づけています。

・村の指導・監査等を通じて、事業所の運営やサービス提供の状況を把握するとともに、国や県の動向に注視しつつ、必要に応じて連携を図ることで適切な指導・助言を行い、事業者のサービスの質の向上を支援しています。

・第三者機関を活用し、苦情の活用方法や事故の未然防止等、サービスの質の向上につながる方策を検討し、実践に向けて取り組んでいます。

■わかりやすいサービス情報の提供

・介護保険制度が多様化・複雑化する中で、利用者やその家族、地域住民等が正しく情報を理解し、サービスを活用できるよう、情報提供の様々な手法を検証し、サービスを必要とする人にとって解りやすい方法を検討していきます。

［取組の方向］：内容（規模）を拡大して継続

今後もサービスの質の向上に向けて、総合的な取組を検討して取り組んでいきます。

第５章　介護保険料について

１．給付費・介護保険料算出の考え方

居住系の

各サービス利用者率等

施設・居住系の整備見込

〇介護老人福祉施設

〇介護老人保健施設

〇介護医療院

〇特定施設

〇グループホーム

性別・年齢別の認定者率

将来高齢者人口の推計

将来人口の推計

将来認定者数の推計

標準的居宅サービス

利用者率

サービス

未利用者数の推計

標準的居宅サービス

利用者数の推計

施設・居住系サービスの

利用者数の推計

地域密着型サービスの

整備見込

居住系の各サービス

利用者数・利用量の推計

第９期計画の費用の推計

所得段階・負担割合

準備基金取り崩し

調整交付金

第９期介護報酬単価

財政安定化基金投入

第９期計画の介護保険料

介護保険各サービスの

給付費の推計

審査支払手数料

地域支援事業費等の推計

２．給付費の見込み

（１）要介護（支援）認定者数等の推計

①被保険者数の推計



②要介護（支援）認定者数の推計



（２）介護予防サービス見込量の推計

①介護予防サービス見込み量の推計



※給付費は年間累計の金額、回（日）数は一月あたりの数、人数は一月あたりの利用者数

②地域密着型介護予防サービス見込み量の推計

※給付費は年間累計の金額、回（日）数は一月あたりの数、人数は一月あたりの利用者数



（３）介護サービス見込量の推計

①居宅サービス見込み量の推計

※給付費は年間累計の金額、回（日）数は一月あたりの数、人数は一月あたりの利用者数

②地域密着型介護サービス見込み量の推計



※給付費は年間累計の金額、回（日）数は一月あたりの数、人数は一月あたりの利用者数

③施設サービス見込み量の推計



※給付費は年間累計の金額、人数は一月あたりの利用者数

（４）地域支援事業費の推計

①介護予防・日常生活支援総合事業の見込み



※給付費は年間累計の金額、人数は一月あたりの利用者数

②包括的支援事業（地域包括支援センターの運営）及び任意事業の見込み



※給付費は年間累計の金額、人数は一月あたりの利用者数

③包括的支援事業（社会保障充実分）の見込み



※給付費は年間累計の金額、人数は一月あたりの利用者数

（５）総給付費の見込み

①介護予防サービス給付費の見込み



②介護サービス給付費の見込み



③総給付費の見込み



（６）地域支援事業費の見込み



３．介護保険料の算定

（１）介護給付費の負担割合

○標準給付費



○地域支援事業費





各費用における財源の内訳は上記の通りです。

介護保険の財源は、65歳以上の第１号被保険者の保険料と40歳から64歳までの第２号被保険者の保険料、村、県、国の負担によって確保されています。

（２）保険料収納必要額の推計



○第１号被保険者負担分相当額の設定

第１号被保険者負担分相当額は、標準給付費見込額と地域支援事業費の３年間の合計を合わせた金額の23％となります。

○調整交付金相当額の設定

公費負担分50％のうち、村の負担は12.5％、県の負担は12.5％、国の負担は25％が標準となっています。

調整交付金相当額は、標準給付費見込額に全国平均の調整交付金交付割合（国の負担分25％のうち５％）を掛けて算出します。

○財政安定化基金拠出金の設定

第９期計画の各年度の財政安定化基金拠出金は想定していません。

○財政安定化基金償還金の設定

償還金は第９期計画では計画に見込みません。

○市町村特別給付の設定

市町村特別給付は第９期計画では計画に見込みません。

○保険料収納必要額

第１号被保険者負担分相当額（標準給付費見込額＋地域支援事業費）の３年間の合計を合わせた金額の23％に調整交付金相当額を加算したものから、調整交付金見込額と準備基金取崩額を引いたものとなります。

（３）保険料の算定

○保険料基準額の指標



○介護保険料基準額（月額）の内訳



介護保険事業の標準給付費と地域支援事業費の見込額の合計に、第１号被保険者の負担割合（23.0％）を乗じたものが保険料基準額となり、それに対して調整交付金等により保険料の上昇を抑制します。

（４）所得段階別保険料

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 所得段階 | 対象者 | 基準額に  対する割合 | 年額保険料 | 月額保険料 |
| 第１段階 | 生活保護被保護者  世帯全員が村民税非課税の老齢福祉年金受給者  世帯全員が村民税非課税  かつ本人年金収入等80万円以下 | 0.285 | 13,524円 | 1,127円 |
| 第２段階 | 世帯全員が村民税非課税  かつ本人年金収入等80万円超120万円以下 | 0.485 | 24,012円 | 2,001円 |
| 第３段階 | 世帯全員が村民税非課税  かつ本人年金収入等120万円超 | 0.685 | 35,328円 | 2,944円 |
| 第４段階 | 本人が村民税非課税（世帯に課税者がいる）  かつ本人年金収入等80万円以下 | 0.900 | 49,680円 | 4,140円 |
| 第５段階  （基準段階） | 本人が村民税非課税（世帯に課税者がいる）  かつ本人年金収入等80万円超 | 1.000 | 55,200円 | 4,600円 |
| 第６段階 | 村民税課税  かつ合計所得金額120万円未満 | 1.200 | 66,240円 | 5,520円 |
| 第７段階 | 村民税課税  かつ合計所得金額120万円以上210万円未満 | 1.300 | 71,760円 | 5,980円 |
| 第８段階 | 村民税課税  かつ合計所得金額210万円以上320万円未満 | 1.500 | 82,800円 | 6,900円 |
| 第9段階 | 村民税課税  かつ合計所得金額320万円以上420万円未満 | 1.700 | 93,840円 | 7,820円 |
| 第10段階 | 村民税課税  かつ合計所得金額420万円以上520万円未満 | 1.900 | 104,880円 | 8,740円 |
| 第11段階 | 村民税課税  かつ合計所得金額520万円以上620万円未満 | 2.100 | 115,920円 | 9,660円 |
| 第12段階 | 村民税課税  かつ合計所得金額620万円以上720万円未満 | 2.300 | 126,960円 | 10,580円 |
| 第13段階 | 村民税課税  かつ合計所得金額720万円以上 | 2.400 | 132,480円 | 11,040円 |

第９期の第１号介護保険料については、13段階の所得水準に応じて、保険料設定を行います。

保険料基準額をベースとして、第１号被保険者の課税状況や所得状況、世帯の課税状況等に基づいて、所得段階別保険料を上記の通り設定します。

第６章　計画の推進にあたって

１．推進体制

（１）役割分担の明確化

**①大潟村の役割**

国等における制度改正や高齢者を取り巻く環境の変化、ニーズの多様化など、時代に応じた様々な課題への対応が求められています。そのため、今後も、高齢者のニーズの的確な把握に努めるとともに、事業者、地域、村民等との連携を強化しながら、施策の推進を図ります。

**②事業者の役割**

超高齢社会の進展にともない、介護（予防）サービスや各種高齢者福祉施策の充実がより一層求められることとなります。そのため、地域の一員として、行政や関係機関等との連携を図りながら、介護・福祉サービスの充実に努めます。

**③地域の役割**

高齢者ができるだけ住み慣れた地域で生活を続けられるようにするためには、地域の主体的な取組に基づいた支援やサービスの提供が必要です。そのため、地域の支えあい活動等を通し、地域全体で高齢者の安心・安全な暮らしを支援します。

**④村民の役割**

要介護状態にならないよう、自ら健康づくりや介護予防に取り組むとともに、要介護状態になった場合でも、有する能力の維持向上に努めます。また、地域住民の一員として、互いに見守り、支えあいながら、高齢者が安心・安全に暮らせる地域づくりに努めます。

（２）一体的な保健福祉サービスの提供体制の整備

**①国・県との連携**

本計画の推進にあたっては、国や県と密接な連携を図りながら、施策の実行に努めます。

また、地方公共団体の責務として、住民のニーズを的確に把握しながら、利用者本位のより良い制度に向けて、国・県に対して必要な要望を行うとともに、行財政上の措置を要望していきます。

**②庁内組織との連携**

本計画において求められる取り組みは福祉分野に限られるものではなく、様々な分野において適切な取り組みを実施することが必要となります。

そこで、本計画については行政が一体となって推進する計画として位置付け、計画の進行管理については、関係各課等との幅広い連携を図り、村全体で取り組んでいきます。

**③関係機関・団体との連携**

制度の谷間にあって対応できない困難ケースや、公的な福祉サービスだけでは対応しきれない地域の多様なニーズについて、積極的に課題を発見し、解決していくため、民生委員・児童委員、社会福祉協議会等との連携を図っていきます。

**④保健・医療・介護・福祉の連携**

サービス利用者の需要に的確に対応するために、保健・医療・介護・福祉の連携を強化し、それぞれの機能と役割を十分踏まえた上で、効率的・効果的なサービスを提供します。

２．進行管理

（１）計画の進行管理体制

大潟村老人保健福祉計画・介護保険事業計画作成委員会において、本計画の進捗状況を検証・評価して本計画の推進を図るとともに、地域包括支援センター運営協議会等と連携して適切な進行管理を図ります。

また、計画の推進にあたっては、本計画の目指す姿の実現に向けた目標の達成状況や各施策の進捗状況を把握し、Plan（計画の策定・見直し）、Do（施策の実施・運用）、Check（施策の評価）、Action（検討・改善）によるPDCAサイクル手法により進行管理を行います。

**Action**

**（改善）**

**Plan**

**（計画）**

○施策の実施

○施策内容の改善・見直し

**Do**

**（実行）**

□ 関係各課での調整・連携

□ 住民の要望・意見の把握

□ 広報などによる情報公開

大潟村老人保健福祉計画・介護保険事業計画作成委員会

**事務局**

**Check**

**（評価）**

○結果を把握、分析・評価

○住民ニーズの理解・対応

※計画の進行管理におけるPDCAサイクルとは、それぞれ、業務計画の作成「計画」（Plan）、計画に沿った「実行」（Do）、実践の結果を目標と比べる「評価」（Check）、発見された改善すべき点を是正する「改善」（Action）の4つの段階からなっており、これを繰り返すことで、段階的に業務効率を向上させていくマネジメント手法を指しています。

（２）計画の実施状況の公表

各施策に係る取り組みの実施状況、介護保険の運営状況などの点検・評価について、定期的に公表し、本計画に対する住民の理解を深められるように努めるとともに、進捗に遅れや課題がある場合は、改善に向けた対応策を検討していきます。

（３）計画の普及・啓発

本計画の取り組みが、実質的に高齢者の生活を支えるものとなるためには、その主旨や仕組みを広く村民に理解してもらい、積極的に活用してもらうことが重要です。

そのため、広報紙やホームページ等を通じて、本村における高齢者福祉、介護保険事業の考え方や施策内容をわかりやすく情報発信していきます。

多様な手段により、計画の普及・啓発を図り、高齢者福祉施策、介護保険事業への理解を深め、積極的な住民参加と施策の活用の促進に努めます。

（４）庁内における進捗評価の体制

本計画にかかわる事業は多岐にわたっているため、様々な分野において適切な取り組みを実施していくことが必要となります。

本計画を確実に実施していくために、関連各課や関係機関との連携をさらに強化し、庁内で定期的に計画の進捗評価を行い、計画の適切な進行管理を行います。

（５）人材の育成・確保

計画が円滑に実施されるように、必要とされる人材の育成と確保を図ります。

３．進捗評価の指標

本計画では、一人ひとりが元気で、その人らしく暮らしていくことを目指しており、そのために、より多くの高齢者が健康を維持し、元気に活躍できることが必要だと考えます。

そこで、本計画における取り組みの進捗評価を図るために、介護予防教室の参加者に対し、アンケートを実施し、いくつかの項目に対する回答割合と参加者数を指標とし、介護予防事業を評価します。

■元気はつらつ教室参加者数（延べ人数）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 基準値（令和４年度） | | 目標値（令和８年度） | |
| 男性 | １４人 | 男性 | ２０人 |
| 女性 | 1,183人 | 女性 | 1,２００人 |

■アンケート結果

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 項目 | 基準値 （令和４年度） | 目標値 （令和８年度） |
| 体の動きが良くなった | ６３％ | 70％ |
| 他の参加者と交流する楽しみができた | ８０％ | 83％ |
| 自身の健康に気をつけるようになった | ５７％ | 80％ |
| 普段から体操する習慣がついた | ４７％ | 50％ |
| フレイルを知っている | ８３％ | ８５％ |

参考

■大潟村介護保険事業計画作成委員会

（１）設置要綱

（設置）

第１条　大潟村における老人保健福祉計画・介護保険事業計画の作成にあたり、老人保健・介護保険事業に関わる関係者の幅広い意見を反映させるため、大潟村老人保健福祉計画・介護保険事業計画作成委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（定数及び任期）

第２条　委員会は、委員15名以内をもって組織する。

２　委員は、次の各号に掲げる者のうちから村長が委嘱する。

（１）福祉関係者

（２）保健医療関係者

（３）被保険者代表

（４）費用負担関係者

（５）学識経験者

３　委員の任期は３年とし、再任は妨げない。また、欠員補充による補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

４　委員は、当委員会委員の任期中、大潟村地域包括支援センター運営協議会委員を兼任する。

（委員長）

第３条　委員会に委員長１名、副委員長１名を置き、委員の互選により定める。

２　委員長は、会務を総理する。

３　委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代行する。

（会議）

第４条　委員会の会議は、委員長が召集し、委員長が議長となり議事を整理する。

（事務局）

第５条　委員会の事務を処理するため、住民生活課に事務局を置く。

（委任）

第６条　この要綱の定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附則

この要綱は、平成26年４月１日から施行する。

（２）委員名簿

【任期：令和５年４月１日～令和８年３月３１日】

（１）福祉関係者

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 所属 | 職 | 名前 | 備考 |
| 大潟村社会福祉協議会 | 会長 | 椎川信一 | 委員長 |
| 大潟村民生児童委員協議会 | 会長 | 遠藤順子 | 副委員長 |
| 大潟村特別養護老人ﾎｰﾑひだまり苑 | 施設長 | 鈴木　学 |  |
| 大潟村居宅介護支援センター | 管理者 | 越後千恵子 |  |

（２）保健医療関係者

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 所属 | 職 | 名前 | 備考 |
| 大潟村診療所 | 所長 | 岩村文彦 |  |

（３）被保険者代表

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 所属 | 職 | 名前 | 備考 |
| 老人クラブ連合会 | 会長 | 工藤　強 |  |
| 婦人会 | 健康推進員 | 浮田順子 |  |

（４）費用負担関係者

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 所属 | 職 | 名前 | 備考 |
| 費用負担関係者 |  | 山本嘉子 |  |
| 費用負担関係者 |  | 五十嵐玉代 |  |
| 費用負担関係者 |  | 齊藤美智子 |  |

（５）学識経験者

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 所属 | 職 | 名前 | 備考 |
| 大潟村議会　総務福祉教育常任委員会 | 委員長 | 松本正明 |  |
| 大潟村議会　総務福祉教育常任委員会 | 副委員長 | 黒瀬友基 |  |

事務局

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 所属 | 職 | 名前 | 備考 |
| 大潟村福祉保健課 | 課長 | 北嶋　学 |  |
| 大潟村福祉保健課 | 課長補佐 | 小林　豊 |  |
| 大潟村福祉保健課 | 専門員 | 小瀧みゆき |  |
| 大潟村福祉保健課 | 保健師 | 近藤幸希 |  |
| 大潟村福祉保健課 | 主事 | 角田伸代 |  |

|  |  |
| --- | --- |
| 大潟村老人保健福祉計画  大潟村第９期介護保険事業計画 | |
| 令和６年３月 | |
| 編集 | 大潟村福祉保健課 |
| 〒010-0494  秋田県 南秋田郡 大潟村字中央１－１  ＴＥＬ：０１８５－４５－２１１１ |